

お知らせ information

2016

11

■ピロリ菌除菌事業のご案内

市では、平成26年度から若年者を対象に「ピロリ菌除菌事業」を実施しています。

料金／無料

実施方法／

①検査による確認

尿検査等でピロリ菌の陰性・陽性を確認します。

※事前に保護者等を対象に説明会を開催します。

ピロリ菌は、胃の表層粘膜に生息する細菌で、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因になると言われています。

②ピロリ菌が陽性の方で除菌を希望する方

抗菌剤と胃酸の分泌を抑える薬を1日2回(朝夕)に7日間内服します。

平成28年度は中学2年生に該当する年齢の方を対象に実施しますが、昨年度に検査を受けていない中学3年生、高校1・2年生の方も受ける事ができます。

対象の方には、詳細を個別に通知します。

※身体状況により、除菌治療対象とならない場合もあります。

※内服により、下痢や軟便、味覚異常等の副作用が出る場合があります。

※詳細については問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

市健康づくり課健康推進グループ

☎23・4000

平成28年度	高校2年生	高校1年生	中学3年生	中学2年生	
平成29年度			中学3年生	中学2年生	
平成30年度			中学3年生	中学2年生	

■主対象

□可能な対象

■市税・使用料の納め忘れはありませんか？

市では、10月～12月を「滞納整理強化月間」として、次の税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。

- ①市税
- ②国民健康保険税
- ③介護保険料
- ④後期高齢者医療保険料
- ⑤保育料
- ⑥学童保育料
- ⑦学校給食費
- ⑧市営住宅使用料
- ⑨市営住宅駐車場使用料

⑩土地貸付料

⑪建物貸付料

⑫し尿処理手数料

すでに納期が経過して未納となっている税金等には、延滞金がかかります。

■家屋の取得・取り壊し等をしたときは

家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

家屋の取得・取り壊し等をしたときは、市税務課へ申告してください。

必要な書類は、税務課窓口及び宗谷・沼川各支所で受け取れるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆家屋を取得(新築・増築等)したとき

住宅、物置、店舗、倉庫などの家屋を新たに取得(新築・増築等)した方は、法律により申告の義務があります。

特別な事情がある方はご相談ください。

◆平日に納税相談ができない方は…

事前にご連絡いただければ、休日でも納税相談を行います。

問い合わせ先

- ・市税等(①②)は…市税務課納税グループ ☎23・6395
- ・使用料等(③～⑫)は…市税務課税外グループ ☎23・6396



◆未登記家屋の所有者を変更したとき

売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

変更の届け出がない場合は、翌年度以降も前所有者に課税されます。

申告先・問い合わせ先

市税務課資産税グループ ☎23・6393
ホームページ
<http://www.city.wakkanai.nhk.jp/>
<http://www.city.wakkanai.nhk.jp/>
<http://www.city.wakkanai.nhk.jp/>

■申請を忘れずに！臨時福祉給付金

市では、次の給付金の対象と思われる方に申請書を送付しています。

申請書が届いた方は、期限内に申請してください。

◆臨時福祉給付金対象者

平成28年1月1日時点で本市に住民登録をされている方で、平成28年度分の住民税が課税されていない方

※課税されている方の扶養家族や、生活保護の受給者は対象になりません。

支給額

対象者1人につき、3千円(1回のみ)

◆年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

対象者

・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給した方

※ただし、4月～7月に実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を受給した方は対象外です。

支給額／対象者1人につき、3万円(1回のみ)

▼申請方法

対象と思われる方に申請書を送付しています。必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し提出してください。

申請書の提出は、同封の返信用封筒による郵送か、市役所1階の社会福祉課⑪番窓口に参加してください。

申請期間

平成29年2月28日(火)まで(郵送の場合は当日の消印まで有効)

▼その他

※平成28年1月2日以降に本市に転入された方は、平成28年1月1日現在の住民票のある市区町村にご確認ください。

申し込み・問い合わせ先

市社会福祉課障がい福祉グループ ☎23・6201
☎23・6453

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
・稚内市や厚生労働省の職員が、ATM(銀行やコンビニの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対ありません。
・給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。